重 要 事 項 説 明 書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

１　指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	ビオラグリーン株式会社
代表者氏名	代表取締役　寺内　浩司
本社所在地（連絡先及び電話番号等）	大阪府　松原市東新町2-221-1
法人設立年月日	平成29年4月

２　利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	（指定事業所名称）ビオラ訪問看護ステーション
介護保険指定事業所番号	（指定事業所番号）2764890303
事業所所在地	（事業所の所在地）大阪府松原市東新町2-221-1
連絡先 相談担当者名	（電話）070－3140－8612 （部署名・相談担当者氏名）田中　晋太郎
事業所の通常の事業の実施地域	大阪市　松原市　東大阪市　八尾市 泉大津市　岸和田市 和泉市　貝塚市　堺市

(2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	（1）訪問看護計画書の作成及び利用者又はその家族への説明 （2）訪問看護計画書に基づく指定訪問看護（指定介護予防訪問看護） （3）訪問看護計画書の作成
運営の方針	事業所が実施する事業は、利用者が要介護（要支援）状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復をはかるものとする。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 祝日、12月31日から1月3日、8月13日から8月16日までを除く
営業時間	午前9時から午後6時までとする。

サービス提供日	月曜日から金曜日までとする。 祝日、12月31日から1月3日、8月13日から8月16日までを除く
サービス提供時間	午前9時から午後6時までとする。 営業時間のほか、電話等により24時間常時連絡が可能な体制と

	する。

(4)サービス提供可能な日と時間帯

(5)事業所の職員体制

管理者	看護師　田中　晋太郎

職	職務内容	人員数
管理者	1　主治の医師の指示に基づき適切な指定訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2　訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3　従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常　勤１名
看護職員のうち主として計画作成等に従事する者	1　指定訪問看護の提供の開始に際し、主治の医師から文書による指示を受けるとともに、主治の医師に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治の医師との密接な連携を図ります。 2　主治の医師の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3　利用者へ訪問看護計画を交付します。 4　指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 5　利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 6　常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 7　サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8　訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。	常　勤 １名以上
看護職員（看護師・准看護師）	1　訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 2　訪問看護の提供に当たっては、適切な技術をもって行います。	常　勤　1名 非常勤 2.5名以上
事務職員	1　介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	

３　提供するサービスの内容及び費用について

(1)提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 1　病状・障がいの観察 2　清拭・洗髪などによる清潔の保持 3　食事および排泄など日常生活の世話 4　褥瘡の予防・処置 5　リハビリテーション 6　ターミナルケア 7　認知症患者の看護 8　療養生活や介護方法の指導 9　カテーテル等の管理 10 その他、医師の指示による医療処置

(2)看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

1　利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
2　利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
3　利用者の同居家族に対するサービス提供
4　利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
5　身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
6　その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3)提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

※指定訪問看護ステーションの場合

サービス 提供時間数 サービス 提供時間帯		20分未満				
		基本単位	利用料	利用者負担		
				1割負担	2割負担	3割負担
昼間	看護師	314	3,359円	336円	672円	1,008円
	准看護師	283	3,028円	303円	606円	909円
早朝/夜間	看護師	393	4,205円	421円	841円	1,262円
	准看護師	354	3,787円	379円	758円	1,137円
深夜	看護師	471	5,039円	504円	1,008円	1,512円
	准看護師	425	4,547円	455円	910円	1,365円
		30分未満				
昼間	看護師	471	5,039円	504円	1,008円	1,512円
	准看護師	424	4,536円	454円	908円	1,361円
早朝/夜間	看護師	589	6,302円	631円	1,261円	1,891円
	准看護師	530	5,671円	568円	1,135円	1,702円
深夜	看護師	707	7,564円	757円	1,513円	2,270円
	准看護師	636	6,805円	681円	1,361円	2,042円
		30分以上1時間未満				
昼間	看護師	823	8,806円	881円	1,762円	2,642円
	准看護師	741	7,928円	793円	1,586円	2,379円
早朝/夜間	看護師	1029	11,010円	1,101円	2,202円	3,303円
	准看護師	926	9,908円	991円	1,982円	2,973円
深夜	看護師	1235	13,214円	1,322円	2,643円	3,965円
	准看護師	1112	11,898円	1,190円	2,380円	3,570円
		1時間以上1時間30分未満				
昼間	看護師	1128	12,069円	1,207円	2,414円	3,621円
	准看護師	1015	10,860円	1,086円	2,172円	3,258円
早朝/夜間	看護師	1410	15,087円	1,509円	3,018円	4,527円
	准看護師	1269	13,578円	1,358円	2,716円	4,074円
深夜	看護師	1692	18,104円	1,811円	3,621円	5,432円
	准看護師	1523	16,296円	1,630円	3,260円	4,889円

提供時間帯名	早朝	昼間	夜間	深夜
時　間　帯	午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後6時まで	午後6時から 午後10時まで	午後10時から 午前6時まで

サービス提供開始時刻が早朝・夜間の場合は、１回につき所定単位数の25/100、深夜の場合は50/100に相当する単位が加算されます。

※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅サービス計画及び訪問看護計画に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、居宅サービス計画の変更の援助を行うとともに訪問看護計画の見直しを行ないます。

※ 当事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当事業所と同一建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者にサービス提供を行った

場合は、上記金額の90/100となり、当事業所における一月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合は上記金額の85/100となります。

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による訪問看護費は算定せず、別途医療保険による訪問看護の提供となります。

※ 虐待防止に向けての取り組みとして、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合は、上記金額の99/100となります。

※ 業務継続に向けての取り組みとして、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、かつ、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合、上記金額の99/100となります。

加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本単位	利用料	利用者負担			算定回数等
			1割負担	2割負担	3割負担	
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（訪問看護ステーション）	600	6,420円	642円	1,284円	1,926円	1月に1回
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）（訪問看護ステーション）	574	6,141円	615円	1,229円	1,843円	
緊急時訪問看護加算（Ⅰ）（病院又は診療所）	325	3,477円	348円	696円	1,044円	
緊急時訪問看護加算（Ⅱ）（病院又は診療所）	315	3,370円	337円	674円	1,011円	
特別管理加算（Ⅰ）	500	5,350円	535円	1,070円	1,605円	1月に1回
特別管理加算（Ⅱ）	250	2,675円	268円	535円	803円	
専門管理加算	250	2,675円	268円	535円	803円	1月に1回
ターミナルケア加算	2500	26,750円	2,675円	5,350円	8,025円	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合（死亡月に1回）
初回加算（Ⅰ）	350	3,745円	375円	749円	1,124円	初回のみ
初回加算（Ⅱ）	300	3,210円	321円	642円	963円	
退院時共同指導加算	600	6,420円	642円	1,284円	1,926円	1回あたり
看護・介護職員連携強化加算	250	2,675円	268円	535円	803円	1月に1回
複数名訪問加算(Ⅰ)	254	2,717円	272円	544円	816円	複数の看護師等が同時に実施した場合30分未満（1回につき）
	402	4,301円	431円	861円	1,291円	複数の看護師等が同時に実施した場合30分以上（1回につき）
複数名訪問加算(Ⅱ)	201	2,150円	215円	430円	645円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合　30分未満（1回につき）

	317	3,391円	340円	679円	1,018円	看護師等が看護補助者と同時に実施した場合　30分以上（1回につき）
長時間訪問看護加算	300	3,210円	321円	642円	963円	1回あたり
看護体制強化加算（Ⅰ）	550	5,885円	589円	1,177円	1,766円	1月に1回
看護体制強化加算（Ⅱ）	200	2,140円	214円	428円	642円	
口腔連携強化加算	50	535円	54円	107円	161円	1月に1回
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	6	64円	7円	13円	20円	1回につき ※訪問看護ステーションの場合、病院又は診療所の場合
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	3	32円	4円	7円	10円	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	50	535円	54円	107円	161円	1月あたり ※定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携している場合
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	25	267円	27円	54円	81円	

※ 緊急時訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間対応できる体制を整備し、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に算定します。なお、同意書面は別添のとおりです。
※ 特別管理加算は、別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする利用者に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。別に厚生労働大臣が定める特別な管理を必要とする状態とは、次のとおりです。

- 在宅麻薬等注射指導管理、悪性腫瘍化学療法注射指導管理または在宅強心剤持続投与指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態　　又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- 在宅自己腹膜EQ ¥* jc2 ¥* "Font:ＭＳ ゴシック" ¥* hps11 ¥o¥ad(¥s¥up 10(かんりゅう),灌流)指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- 真皮を超える褥瘡の状態
- 点滴注射を週３日以上行う必要があると認められる状態

→特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。
※ 専門管理加算は、緩和ケア、褥瘡ケア若しくは人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師又は特定行為研修を修了した看護師が、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定します。
※ ターミナルケア加算は、在宅で死亡された利用者について、利用者又はその家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前１４日以内に２日（末期の悪性腫瘍その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものは1日）以上ターミナルケアを行った場合（ターミナルケアを行った後、24時間以内にご自宅以外で死亡された場合を含む。）に算定します。
その他別に厚生労働大臣が定める状態にあるものとは次のとおりです。

イ　多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病（ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、他系統萎縮症(綿条体黒質変性症、

※ 初回加算は新規に訪問看護計画を作成した利用者に対し、訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
※ 退院時共同指導加算は、入院中又は入所中の者が退院又は退所するにあたり、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した後に初回の指定訪問看護を行った場合に算定します。また初回加算を算定する場合は算定しません。
※ 看護・介護職員連携強化加算はたん吸引等を行う訪問介護事業所と連携し、利用者に係る計画の作成の支援等を行った場合に算定します。
※ 複数名訪問加算は、複数の看護師等(両名とも保健師、看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士であることを要する)、又は看護師等と看護補助者が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により１人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に算定します。
※ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、１回の時間が１時間３０分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(１時間以上１時間３０分未満)に算定します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた１時間３０分を超過する部分の利用料は徴収しません。
※ 看護体制強化加算は、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の体制を強化した場合に算定します。
※ 口腔連携強化加算は、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときに算定します。
※ サービス提供体制強化加算は、当事業所が厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出し、利用者に対して訪問看護を行った場合に算定します。
※ 地域区分別の単価(5級地 10.70円)を含んでいます。
※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費等の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

(4)提供するサービスの利用料、利用者負担額（医療保険を適用する場合）について

訪問看護基本療養費

訪問看護基本療養費Ⅰ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
週3日まで（看護師）	1日につき	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降(看護師)	1日につき	6,550円	655円	1,310円	1,965円
週3日まで （准看護師）	1日につき	5,050円	505円	1,010円	1,515円
週4日目以降(准看護師)	1日につき	6,050円	605円	1,210円	1,815円
専門研修を受けた看護師（※）の場合		12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師					

訪問看護基本療養費Ⅱ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物居住者への複数訪問（2人目まで）	看護師の場合（週3日目まで）	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	看護師の場合（週4日目以降）	6,550円	655円	1,310円	1,965円

	准看護師の場合（週3日目まで）	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	准看護師の場合（週4日目以降）	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	理学療法士等の場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
同一建物居住者への複数訪問 (3人目以上)	看護師の場合	2,780円	278円	556円	834円
	看護師の場合（週4日目以降）	3,280円	328円	656円	984円
	准看護師の場合（週3日目まで）	2,530円	253円	506円	759円
	准看護師の場合（週4日目以降）	3,030円	303円	606円	909円
	理学療法士等の場合（週3日目まで）	2,780円	278円	556円	834円
専門研修を受けた看護師（※）との同行訪問	1月につき	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円

※緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門・人工膀胱の専門研修を受けた看護師

訪問看護基本療養費Ⅲ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
一時外泊時の訪問看護利用	1回	8,500円	850円	1,700円	2,550円

基本療養費に追加される加算

			利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
難病等複数回訪問加算	1日2回／訪問者2人まで		4,500円	450円	900円	1,350円
	1日2回／訪問者3人以上		4,000円	400円	800円	1,200円
	1日3回以上／訪問者2人まで		8,000円	800円	1,600円	2,400円
	1日3回以上／訪問者3人以上		7,200円	720円	1,440円	2,160円
緊急訪問看護加算	月14日目まで		2,650円	265円	530円	795円
	月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円
乳幼児加算（6歳未満）	厚生労働大臣が定める者		1,800円	180円	360円	540円
	上記以外の場合		1,300円	130円	260円	390円
長時間訪問看護加算			5,200円	520円	1,040円	1,560円
夜間早朝訪問看護加算（6～8時／18～22時）			2,100円	210円	420円	630円
深夜訪問看護加算（22時～6時）			4,200円	420円	840円	1,260円
複数名訪問看護加算	看護師やリハビリ職員と同行	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
		同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
	准看護師と同行	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円

			同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円
		その他職員と同行	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
			同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
		その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1日1回	同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
			同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円
		その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1日2回	同一建物2人以下	6,000円	600円	1,200円	1,800円
			同一建物3人以上	5,400円	540円	1,080円	1,620円
		その他職員と同行 【厚生労働大臣が定める場合】 1日3回	同一建物2人以下	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
			同一建物3人以上	9,000円	900円	1,800円	2,700円

訪問看護管理療養費

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
機能強化型訪問看護管理療養費以外の場合	月の初日の訪問の場合　1月につき	7,670円	767円	1,534円	2,301円
訪問看護管理療養費1	月の2日目以降の場合　1日につき	3,000円	300円	600円	900円
訪問看護管理療養費2	月の2日目以降の場合　1日につき	2,500円	250円	500円	750円

訪問看護管理療養費に追加される加算

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
24時間対応体制加算	看護業務の負担軽減の取組を行っている場合	6,800円	680円	1,360円	2,040円
	上記以外の場合	6,520円	652円	1,304円	1,956円
特別管理加算	重症度等が高い場合	5,000円	500円	1,000円	1,500円
	上記以外の場合	2,500円	250円	500円	750円
退院支援指導加算	長時間訪問看護加算が対象の方へ療養上必要な指導を長時間行った場合	8,400円	840円	1,680円	2,520円
	上記以外の場合	6,000円	600円	1,200円	1,800円
専門管理加算		2,500円	250円	500円	750円
在宅患者連携指導加算		3,000円	300円	600円	900円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	月2回まで	2,000円	200円	400円	600円

看護・介護職員連携強化加算		2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	初回訪問時	8,000円	800円	1,600円	2,400円
特別管理指導加算		2,000円	200円	400円	600円
訪問看護医療DX情報活用加算		50円	5円	10円	15円

その他

その他の療養費

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
情報提供療養費	1,500円	150円	300円	450円
ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円

その他の療養費の加算（月に1回ご請求）

	利用料			
	10割	1割負担	2割負担	3割負担
遠隔死亡診断補助加算	1,500円	150円	300円	450円

精神科訪問看護基本療養費

精神科訪問看護基本療養費Ⅰ

		利用料			
		10割	1割負担	2割負担	3割負担
看護師による訪問	週3日まで／1回30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
	週3日まで／1回30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
	週4日以上／1回30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
	週4日以上／1回30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
准看護師による訪問	週3日まで／1回30分以上	5,050円	505円	1,010円	1,515円
	週3日まで／1回30分未満	3,870円	387円	774円	1,161円
	週4日以上／1回30分以上	6,050円	605円	1,210円	1,815円
	週4日以上／1回30分未満	4,720円	472円	944円	1,416円

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ

			利用料			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
同一建物への複数訪問（2人目まで）	看護師や作業療法士の場合	30分以上（週3日目まで）	5,550円	555円	1,110円	1,665円
		30分未満（週3日目まで）	4,250円	425円	850円	1,275円
		30分以上（週4日目以降）	6,550円	655円	1,310円	1,965円
		30分未満（週4日目以降）	5,100円	510円	1,020円	1,530円

		准看護師の場合	30分以上（週4日目以降）	5,050円	505円	1,010円	1,515円
			30分未満（週4日目以降）	3,870円	387円	774円	1,161円
			30分以上（週4日目以降）	6,050円	605円	1,210円	1,815円
			30分未満（週4日目以降）	4,720円	472円	944円	1,416円
	同一建物への複数訪問 (3人目以上)	看護師や作業療法士の場合	30分以上（週3日目まで）	2,780円	278円	556円	834円
			30分未満（週3日目まで）	2,130円	213円	426円	639円
			30分以上（週4日目以降）	3,280円	328円	656円	984円
			30分未満（週4日目以降）	2,550円	255円	510円	765円
		准看護師の場合	30分以上（週4日目以降）	2,530円	253円	506円	759円
			30分未満（週4日目以降）	1,940円	194円	388円	582円
			30分以上（週4日目以降）	3,030円	303円	606円	909円
			30分未満（週4日目以降）	2,360円	236円	472円	708円
	精神科訪問看護基本療養費Ⅳ						
				利用料			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
	入院時の外泊時の訪問			8,500円	850円	1,700円	2,550円

精神科訪問看護基本療養費に追加される加算							
				利用料			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
	精神科緊急訪問看護加算	月14日目まで		2,650円	265円	530円	795円
		月15日目以降		2,000円	200円	400円	600円
	長時間精神科訪問看護加算	1回につき		5,200円	520円	1,040円	1,560円
	夜間早朝訪問看護加算（6～8時／18～22時）			2,100円	210円	420円	630円
	深夜訪問看護加算（22時～6時）			4,200円	420円	840円	1,260円
	精神科複数回訪問加算	1日2回	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
			同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
		1日3回以上	同一建物2人以下	8,000円	800円	1,600円	2,400円
			同一建物3人以上	7,200円	720円	1,440円	2,160円
	複数名精神科訪問看護加算	看護師、保健師、作業療法士の場合	1日1回	同一建物2人以下	4,500円	450円	900円	1,350円
				同一建物3人以上	4,000円	400円	800円	1,200円
			1日2回	同一建物2人以下	9,000円	900円	1,800円	2,700円
				同一建物3人以上	8,100円	810円	1,620円	2,430円
			1日3回以上	同一建物2人以下	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
				同一建物3人以上	13,000円	1,300円	2,600円	3,900円
		准看護師の場合	1日1回	同一建物2人以下	3,800円	380円	760円	1,140円
				同一建物3人以上	3,400円	340円	680円	1,020円

			1日2回	同一建物2人以下	7,600円	760円	1,520円	2,280円
				同一建物3人以上	6,800円	680円	1,360円	2,040円
			1日3回以上	同一建物2人以下	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
				同一建物3人以上	11,200円	1,120円	2,240円	3,360円
		看護補助者、精神保健福祉士の場合		同一建物2人以下	3,000円	300円	600円	900円
				同一建物3人以上	2,700円	270円	540円	810円

自費訪問看護（保険適応外）	
1日1回目	8550円
1日2回目	4500円
1日3回目以上	4000円
1回90分を超える訪問（30分毎）	2500円
夜間帯（18～22時）	訪問自費サービスの25%増
深夜帯（22時～6時）	訪問自費サービスの50%増
エンゼルケア（死後の処置）	20000円

４　その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。

５　利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

1　利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	1　利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 2　上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月日20日までに利用者あてお届け（郵送）します。

2　利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	1　サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の27日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み (イ)現金払い 2　お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から２月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

６　担当する看護職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	（相談担当者氏名）　田中　晋太郎 （電話番号）070－3140－8612 （受付曜日と時間帯）月曜日から金曜日 午前9時から午後6時

※ 担当する看護職員しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

７　サービスの提供にあたって

（1）　サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

（2）　利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

（3）　利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、主治の医師の指示並びに利用者の心身の状況、また利用者や家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします

（4）　サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます

（5）　看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行ないます。

８　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者　田中　晋太郎

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

９　身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、５年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

(1) 切迫性･････直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。

(2) 非代替性････身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。

(3) 一時性･････利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

10　秘密の保持と個人情報の保護について

1　利用者及びその家族に関する秘密の保持について	1　事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 2　事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 3　また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 4　事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

2　個人情報の保護について	1　事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 2　事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 3　事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11　緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

家族等緊急連絡先	氏名　　続柄 住所 電話番号 携帯電話 勤務先
主治医	医療機関名 氏名 電話番号

12　事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

市町村（保険者）の窓口 松原市役所	所在地　　大阪府松原市阿保1丁目1番1号 電話番号072－334－1550（代表） 受付時間　午前9時から午後5時30分
居宅支援事業所の窓口	事業所名 所在地 電話番号 担当介護支援専門員

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

13　身分証携行義務

訪問看護員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14　心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15　居宅介護支援事業者等との連携

1　指定訪問看護の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
2　サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問看護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
3　サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16　サービス提供の記録

1　指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
2　指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、提供の日から５年間保存します。
3　利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17　衛生管理等

1　看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
2　指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18　事業継続計画の策定等について

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
②従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

19　指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

○　このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅サービス計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1)　訪問看護計画を作成する者

氏名　田中　晋太郎　　（連絡先：　070－3140－8612　　）

⑵提供予定の指定訪問看護の内容と利用料、利用者負担額（介護・医療保険を適用する場合）

曜日	訪問時間帯	サービス内容	介護・医療保険適用の有無	利用料	利用者負担額
月				円	円
火					
水					
木					
金					
土					
日					
１週当りの利用料、利用者負担額（見積もり）合計額				円	円

(3)　その他の費用

①交通費の有無	有・無　　サービス提供1回当り…　　円

(4)　１か月当りのお支払い額（利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）とその他の費用の合計）の目安

お支払い額の目安	円

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

20　サービス提供に関する相談、苦情について

(1)　苦情処理の体制及び手順

1　提供した指定訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。（下表に記す【事業者の窓口】のとおり）

2　相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

①苦情または相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。

②管理者は、訪問看護員に事実関係の確認を行う。

③相談担当者は、把握した状況を職員とも検証を行い、時下の対応を決定する。

④対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず

　対応方法を含め結果報告を行う（時間を要する内容もその旨を翌日までには報告する）

(2)　苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 ビオラ訪問看護ステーション	所 在 地　大阪市松原市東新町2-221-1 電話番号　070－3140－8612 受付時間　9時～18時
【市町村（保険者）の窓口】 松原市　高齢介護課	所 在 地　大阪府松原市阿保1 - 1-1 電話番号　072－334－1550 受付時間　9時～17時半
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険室介護保険課	所 在 地　大阪府中央区常磐町1-3-8 中央大通FNビル内11階 電話番号　06－6949－5418 受付時間　9時～17時半

21重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年　　月　　日

上記内容について、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）」第10条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府　松原市東新町2-221-1
	法人名	ビオラグリーン株式会社
	代表者名	代表取締役　　寺内浩司
	事業所名	ビオラ訪問看護ステーション
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住　所	
	氏　名	

利用者は、身体の状況等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認のうえ私が利用者に代わってその署名を代筆しました。

代理人	住　所	
	氏　名	